

株式会社浜松スポーツセンター

銘柄コード  
法人番号 3080401004382

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	92	その他の事業サービス
細分類(申請事業)	9299	他に分類されないその他の事業サービス業
エネルギー管理統括者	【役職】 代表取締役 【氏名】 鈴木 直樹	

エネルギー総使用量	21,548	GJ	556	kL
前年度エネルギー総使用量			0	kL
非化石エネルギー総使用量	0	GJ	0	kL
調整後温室効果ガス排出量	□□□□		t-CO <sub>2</sub>	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位(2023年度実績)	□.□□		原単位分母		
	主たる事業の構成割合		■■■■量(トン)		
事業者全体のエネルギー消費原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方にに基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位(2023年度実績)	□.□□		原単位分母		
	■■■■量(トン)				
DR実施日数	□□				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■■業
目指すべき水準	□□.□	kL/t以下
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量の量】

種別	合計量		
Jクレジット	□□□□□		t-CO <sub>2</sub>
-	-		t-CO <sub>2</sub>
-	-		t-CO <sub>2</sub>
-	-		t-CO <sub>2</sub>

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	30.0%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
目安設定業種	■■■■■業				
目安(2030年度)	【指標】●●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●●●に占める●●●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項  
 契約電力供給会社で進めてる脱炭素の取り組みに乗じて、中小企業向け脱炭素ソリューションへの参画によりCO2フリー電気の需給割合を増やす為の取り組みを検討しております。省エネ空調とLED照明の省エネ機器を導入しました。季節の変化に合わせた室内温度調整と夏季のクールビズを実施しました。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項  
 現在、検討しているのは太陽光発電の導入です。事業敷地面積には限りがありますので、建屋の屋上への設置を検討しております。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

●●●●●

2. 関連リンク

(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)

(注意事項)

・赤枠囲み欄は必須記載です。  
 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。